

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年11月28日(火) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 井口 由美子 (熊本県行政書士会長) 大脇 成昭 (熊本大学法学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学院自然科学研究科 教授)	
審議対象期間	平成29年7月1日 ~ 平成29年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	4件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 今回も議事の公開・非公開について、事務局から 提案がっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価の判 定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の意見 交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「「議事（3）抽出事案の審議のうち総合評価 の判定に係る審議部分と、「議事（4）委員間の 意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H27～29年度第2四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移（資料1）】 ○特になし</p> <p>【平成27～29年度の入札不調等の発生状況 について（資料2）】 ○4、5月は入札件数が少ないにも関わらず不調 不落の割合が高いのはなぜか。</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分に ついて事前に事務局で検討したので説明する。ま ず、「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等 の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総 合評価判定シート」については、「公にすること により当該法人等又は当該個人等の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当 するため、また、「議事（4）委員間の意見交換」 もついて、今後の意見書作成に向けて委員間の率 直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議 の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円 滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成 できないと認められるとき」に該当し、非公開と 考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～4を報告</p> <p>○平成28年度末に災害関連の工事を大量に発注 し受注してもらった関係で、手持ち工事があり、 4、5月はなかなか落札できる状況になかったと いうのが原因ではないかと、推察している。</p>

意見・質問	回答
<p>○不調不落件数には複数回同じ工事がカウントされるということだが、一般的に不調不落は何回まで連続して発生するものなのか。</p> <p>○29年度分も、既に何回か不調不落が続いて、未契約工事となっている案件があるということか。</p> <p>○ということは、やるべき工事がいつまでも不調不落だけを理由として、着手されないということは、あまり無いということか。</p> <p>○昨年度は年度末に発注が集中したということだが、今年度の見込みはどうなっているのか。</p> <p>○入札件数の数え方だが、不調不落の時に再入札されるが、その件数も含まれるのか。</p> <p>○入札件数を平成27年度並みと考えると、今後プラス1千件は発注があり、さらに不調等の分も含まれてくるという感じか。</p> <p>【入札契約方式別発注契約工事一覧（資料3）】 ○特になし</p> <p>【指名停止等の運用状況一覧表（資料4）】 ○特になし</p>	<p>○不調不落の発生にはいろんな状況がある。平常時であれば多くても3回目までに落札となったりするが、今回の場合は人手不足、業者不足等の問題もあり、連続して発生しているのではないと思う。</p> <p>○平成29年度の不調等件数369件の中には、数回不調になっているものも若干含まれている。</p> <p>○補足説明すると、2、3回不調等が続いたものは、随意契約を行ったり、あるいは他の工事と一緒にして発注ロットを大きくしたりと、いろんな方法を取って発注するようにしている。</p> <p>○基本的に、予算は当該年度から翌年度までに執行することとなっているので、最後までその工事に着手しないといことは、余程のことがない限りあり得ない。</p> <p>○昨年度は、4月の地震発生後に半年ぐらいかけて災害査定をやってきており、本格的に発注できるようになったのが、10月以降である。そのため、どうしても年度末にかけて発注が多くなってこざるを得なかった状況にあった。 今年度は平準化して発注できるような体制を整えているが、不調不落の発生もあるので、なかなか計画どおりにいかない面もあり、年度末に向けて若干多くなってくる可能性はある。ただ、昨年度のように2、3月に急激に多くなるということは、今のところ想定していない。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○そのとおり。併せて、不調不落対策の一つとして、今回発注ロットを大きくする見直しをしたので、件数的には28年度より若干少なくなってくると思う。</p>

意見・質問	回答
<p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ○事務局から説明（抽出担当 渡辺委員長）</p> <p>【審議対象工事（資料6） （1）秋津（農地）地区県営農地等災害復旧事業（明許）第6号工事 ○1者入札で落札率100%となっているが、難しい工事で皆が嫌がる工事だったということか。</p> <p>○余裕期間30日を組んであるのはそのためか。</p> <p>○落札率が100%になっている点を発注者に聞いてもわからないかもしれないが、これは、工事の性質上、積算が簡単であるから、こういうことが起こったと考えていいか。</p> <p>（2）白川河川激甚災害対策特別緊急（下南部2丁目）工事 ○4者入札してうち3者が最低制限価格を下回り失格となった。その理由として、比較的工事がしやすい場所だったということだが、元々の金額設定自体に問題はなかったのか。</p>	<p>○一般的な話として、コンクリート構造物の工事等は天気あまり影響を受けずに施工できるが、今回のような農地を扱う工事は、土を扱うため一度雨が降ると2、3日工事ができないというところがある。工事が立て込んでいいる時期に、他にも手持ち工事がある中に、人夫、機械を遊ばせるような工事は敬遠される傾向にあると思う。ただ、歩掛では雨の影響も考慮して計算してある。</p> <p>○余裕期間は、その期間内に受注者に技術者を確保してもらい、ある程度着工時期を柔軟に考えてもらおうというもの。不調不落対策の意味も含め、受注しやすい環境づくりという観点で設けた制度である。</p> <p>○そこまで簡単な積算ではないが、予定価格は事前に公表しているの、推測だが積極的に落札しなくなかったのかと思う。たまたま応札業者が1者だったので、こういう結果になったのかと思っている。落札者は菊池市の業者であり、熊本市の業者が全て敬遠したという形であり、特殊なケースと思う。</p> <p>○積算にあたっては定められている歩掛・単価を用いており、歩掛は標準的な工法で、単価は実勢単価で行っている。競争入札は、なるべく安価で良いものを作るという制度であり、あまり安くなると品質も保証できなくなるので最低制限価格が設けてある。予定価格と最低制限価格の間であれば、標準的な単価に照らし合わせて品質も確保できるだろうということ。</p> <p>そのような中で、今回現場条件が比較的やりやすいということもあるが、それと併せて入札され</p>

意見・質問	回答
<p>○現場条件が良い悪いという要素は、予定価格を計算する際の考慮要素には入ってくるのか。</p> <p>(3) 雄亀滝地区地域用水環境整備事業第1号工事</p> <p>○石橋は特殊な建造物だと思うが、その補修工事を行うのに施工経験を問われていない。考え方として、作るのは難しいが、補修やメンテナンスだけだとどんな業者でもできるということか。</p> <p>○事前にやり方は県側でチェックするということか。</p> <p>○1者入札についての取扱いがこの案件だけ不可になっているが、どういう判断で可、不可を決めているのか。</p> <p>(4) 大切畑災害関連緊急地すべり対策（仮設棧橋）工事</p> <p>○余裕期間が設けてないのはなぜか。</p> <p>○仮設棧橋は今後何をするためのものか。</p>	<p>た業者の方々が、手持ちの人夫の数や機械の数などと照らし合わされて、より安価なところでもできると判断されて入札されたと思っている。そのため、元々の単価設定にあたっておかしいところはなかったかと思っている。</p> <p>○例えば、進入路が複雑だと交通誘導員の数が多くなり、一般的には予定価格が上がることになる。今回200mぐらいの工事区間の横に市道があることから、他の複雑な工事に比べて交通誘導員の数などが少なく済んでいるので、その部分は予定価格に反映されている。</p> <p>○崩れた箇所を補修していただくだけであり、特別な工法の必要は無いため、経験等については問うていない。ただ、景観は損なわないようにするため、1枚1枚十分検討したうえで進めている。</p> <p>○大学の先生、地元の郷土研究家などを交えて、保存調査委員会を作っている。その中で検討して現地で確認していただく。また、実施後の状況も確認していただくという手段を取っている。</p> <p>○震災関連等工事でなく通常工事のため1者入札を不可としている。ただ、不調等になれば、2回目以降、1者入札可という取扱いにした事例もある。</p> <p>○今回の工事は、全体の法面对策の本工事が速やかに着手できるよう、あらかじめ仮棧橋工事を発注しているものであり、全体のスケジュールに影響がでないようにするため、余裕工期は設定していない。</p> <p>○山腹が崩壊した部分に、植生吹付やコンクリートを覆っていく法枠工、そういった斜面を安定化する工事を行う必要がある。その安定化する工事の施工機械をこの棧橋を使って乗り入れて、短期</p>

意見・質問	回答
<p>5 次回の入札監視委員会について</p> <p>○次回の審議案件抽出当番は柿本委員。</p> <p>○開催日は、開催日は、2月19日、20日、27日、3月5日のいずれかとする。</p>	<p>間で工事が終わるようにするためのものである。</p>

